

第3回都区財政調整協議会幹事会（R5. 12. 25）

主な発言概要

本資料は第3回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 財源見通しについて

【都】

それでは、まず財源見通しについて説明いたします。

東京都の令和6年度予算及び令和5年度補正予算の編成作業は、現在も続いておりますので、本日のところは、口頭で説明いたします。

あくまで現時点での財源見通しであり、また、税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されておりません。今後、変動がありうることをお断りしておきます。

（令和5年度の財源見通し）

それでは、まず令和5年度の財源見通しについてです。

調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、

- ・固定資産税が、約20億円、率にして0.1%の減、
- ・市町村民税法人分は、約245億円、率にして4.1%の増、
- ・特別土地保有税については、ほぼ予算額と同額、
- ・法人事業税交付対象額は、約50億円、率にして5.9%の増、
- ・固定資産税減収補填特別交付金は、ほぼ予算額と同額となることで、それぞれ見込んでいます。

これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム比で、約275億円、率にして1.3%の増と見込んでいます。

これを財調交付金55.1%相当で計算しますと、約151億円の増となり、普通交付金が約144億円の増、特別交付金が約8億円の増となります。

財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金につきましては、再算定時に約389億円の算定残が発生していたしましたので、約533億円が最終的な算定残となる見込みです。

（令和6年度の財源見通し）

続いて、令和6年度の財源見通しについて説明いたします。

- ・固定資産税は、1兆4,769億9千1百万円、
- ・市町村民税法人分は、6,222億5千7百万円、
- ・特別土地保有税は、1千万円、
- ・法人事業税交付対象額は、899億8千1百万円、
- ・固定資産税減収補填特別交付金は、1億2千9百万円

これらを合わせた調整税等の合計は、2兆1,893億6千8百万円と見込んでいます。

これを55.1%相当で計算しますと、1兆2,063億4千1百万円となり、これに、令和4年度の精算分、96億6千8百万円を加味した交付金総額では、1兆2,160億9百万円となります。

この結果、普通交付金の額としては、1兆1,552億9百万円と見込んでいます。

ただいま申し上げました財源見通しを、令和5年度当初フレームと比較すると、固定資産税は、率にして3.6%の増、

市町村民税法人分は、4.0%の増、
法人事業税交付対象額は、5.4%の増、
固定資産税減収補填特別交付金は、2.7%の増
と見込んでおり、調整税等の全体では、3.8%の増と見込んでいます。
普通交付金総額では、精算分の影響も加え、約205億円、率にして1.8%の増となる見込み
です。

(基準財政収入額見込み)

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

各項目の収入見込額を申し上げます。

- ・特別区民税が、9,916億8百万円
- ・軽自動車税環境性能割が、2億2千4百万円
- ・軽自動車税種別割が、36億7千2百万円
- ・特別区たばこ税が、741億3千9百万円
- ・利子割交付金が、36億1千8百万円
- ・配当割交付金が、213億8千8百万円
- ・株式等譲渡所得割交付金が、221億5百万円
- ・地方消費税交付金が、2,324億2千2百万円
- ・ゴルフ場利用税交付金が、3千7百万円
- ・環境性能割交付金が、36億8千6百万円
- ・地方特例交付金が、52億3千9百万円
- ・その他の譲与税等が、163億3千8百万円
- ・特別区民税特例加減算額が、マイナス145億3千2百万円
- ・地方消費税交付金特例加算額が、213億3千3百万円となり、

基準財政収入額合計では、令和5年度フレーム対比で、577億6千3百万円、率にして4.4%増
の、1兆3,812億7千6百万円を見込んでおります。

基準財政収入額の見込方法等、詳細につきましては、この後、担当から説明させていただきます。

(基準財政需要額の見込み)

続きまして、基準財政需要額ですが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、
約2兆1,759億円となっています。

なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当とし
て、約200億円を含んでいます。

(普通交付金所要額見込み)

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和6年度の普通交付金所要
額は、約7,946億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額
に比べ、約3,606億円超過すると見込んでいます。

以上が、現時点での財源見通しです。

(再調整に係る提案説明)

続いて、令和5年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明いたします。

先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約533億円となる見込みです。

この取扱いにつきましては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することといたします。

この算定にあたりましては、令和5年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めています。

- ・義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、将来の財政負担を軽減するため、令和5年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定
- ・発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定

これらの項目について、算定すべきと考えております。

(情報の取扱いについて)

最後に、今回ご説明しました、財源見通しの情報の取扱いについて一言申し上げます。

東京都の予算編成作業は現在も続いており、本日お示しした金額は、編成途中の見込み額でございます。

このため、本日説明した情報については、取扱いに十分ご注意ください。

財源見通し等に関する説明は以上でございます。

■ 基準財政収入額の見通し

【都】

それでは、私から、基準財政収入額見込の概要につきまして、説明いたします。

令和6年度の基準財政収入額は、1兆3,812億7千6百万円と、令和5年度フレームと比べて、577億6千3百万円、率にして4.4%の増を見込んでおります。

これは主に、特別区民税の増を見込んだことによるもので、「ふるさと納税」による寄附金税額控除は引き続き増えているものの、雇用・所得環境の緩やかな改善による総所得金額の増などにより、約464億円、率にして4.9%の増を見込んでおります。

また、東日本大震災からの復興を図ることを目的として行われた均等割額への加算措置が令和5年度末で終了することに伴い、その影響額を見込額に反映しております。

特別区たばこ税につきましては、直近の都たばこ税に係る売渡本数の実績を基に算定した結果、売渡本数増加の影響により、増額を見込んでおります。

地方消費税交付金につきましては、6年度は、11月末日が休日になることにより、6年度における繰入地方消費税額が次年度に流出するため、1.9%の減少を見込んでおります。

なお、「令和6年度税制改正大綱」において、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の個人住民税の定額減税など、新たな見直しが示されております。

6年度改正による影響につきましては、現在、精査を進めているところでございます。収入見込みに変動がある項目につきましては、次回幹事会にて、改めてお示ししたいと考えております。

続きまして、配布資料の、「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（令和5年度分）」をご覧ください。

こちらは、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、令和6年度の区別算定に係る基礎数値となります。

資料の数値につきましては、すでに、都区双方の事務方で確認しておりますが、改めてご確認ください。

特例加減算額の措置につきましては、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様

に確認していくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

■ 財源見直しを受けての発言

【区】

それでは、最初に、令和5年度の再調整について、区側の考えを申し上げます。

先ほど都側から、再調整項目として、義務教育施設の新增築等に係る経費の算定と、公共施設の改築需要に係る経費について、提案がございました。

区側としては、義務教育施設の新增築等に係る経費については、項目として理解しましたが、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

また、公共施設の改築需要に係る経費については、項目として異論はありませんが、その他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきです。

具体的には、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費や、区立小・中学校における学校給食費無償化に係る経費、投資的経費の物価高騰対策に係る経費や、中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）に係る経費、特別区人事委員会勧告を受けた給与改定を踏まえた標準給単価等の見直しに係る経費が挙げられます。

また、特別区を取り巻く環境の中で、喫緊の課題となっている防災事業や少子化対策、ゼロエミッション関連の経費も挙げられます。

そのほか、国民健康保険事業助成費における産前産後を対象とした保険料の免除に係る経費や、出産育児給付金の1人あたり上限額拡大に伴う経費、帯状疱疹ワクチン接種の助成に係る経費、ヒブ感染予防接種費用の単価改定に伴う経費の算定を求めます。

次に、令和6年度の財源見直しについてですが、ただいまの都側の説明では、今般の税制改正による影響については精査中ということでした。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。

私からは以上です。

■ 住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）の廃止

【区】

私からは、住宅対策費のうち、特定優良賃貸住宅家賃対策補助の廃止について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から、「『算定の担保』とは具体的にどのような内容か」といった発言がありました。

繰り返しとなりますが、令和6年度をもって本事業は終了となる一方で、令和6年度限りで言えば、事業実施区は依然として存在しています。

そのため、普遍性の観点から普通交付金にて算定されないとしても、特別交付金では少なくとも引き続き算定されるべきと考えます。

ついては、普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、「特別交付金の算定に関する運用について」に記載される算定項目のうち、B-エに該当すると考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

区側から、「普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、『特別交付金の算定に関する運用について』に記載される算定項目のうち、B－エに該当すると考える」との発言がありました。

また、区側から、令和6年度に限り、本事業は特別交付金で引き続き算定されるべきとの発言がありました。

第1回幹事会において申し上げたとおり、本事業については、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定廃止を提案するものです。

「特別交付金の算定に関する運用について」のB－エには、「特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」と記載されており、各区において、普遍性がないと判断している事業をB－エで申請している区の考えは、都としても理解しています。

しかしながら、特別交付金は、特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではありません。

また、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されるものであり、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものと考えます。

なお、都側から、今回の都案に関連して申し上げます。

今回の都案は、第1回幹事会において申し上げたとおり、対象となる住宅の新規建設がなく、補助対象期間は20年であるため、対象事業の減少が見込まれることから、都側で実態を確認したものです。

本事業に限らず、その性質上、実施規模の縮小や終了が見込まれる事業については、適切な算定となるよう定期的に実施状況を把握するなど、区側から自律的に見直すべきものと考えます。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

第2回幹事会において、都側より、「区側から、『特別交付金の算定ルールに基づき、算定対象になると考えられる事業を申請しております。』との発言がありましたが、その結果として5%を大きく超える規模で毎年申請がなされており、5%が必要であると考えます。」との発言がありましたが、申請の規模が5%を下回れば、割合を引き下げると考えて良いのか、都側の見解を伺います。

次に、「前回幹事会でお示しいただいた論点メモについて、その趣旨の説明を求めます。」との発言がありました。

算定項目「B－エ」の例示化については、算定ルールの別添資料に記載した項目例に限定し、当てはめて申請するような趣旨ではなく、現状の特別交付金の算定内容を透明化・公平化していく足がかりとして、少なくとも算定されるべき項目を都区で確認することを目的とするものです。

また、地方交付税の特別交付税においては、「特別交付税に関する省令」により算定メニューが示されています。算定ルールが都区で議論を積み重ね改善してきた経緯を踏まえ、算定の透明性・公平性の観点から、「B－エ」の例示化に向けた具体的な協議を進めたいと考えますが、都側の見解を伺います。

次に、「『都区双方で、各区への働きかけ』との発言がありました。区が各区へ働きかけを行うとはどのような意味か伺います。」「具体的にどのような働きかけを行ってきたのか伺います。」との発言がありました。

区側では、日頃より、財調協議等を中心とした、特別区全体の財調事務に関する情報等について、共有の徹底を図っております。算定除外経費についても、区側で実施している財政事務担当者会等を通し、同様に情報共有、情報の周知を行ってまいりました。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から特別交付金に関する発言がありました。

まず、区側から、「申請の規模が5%を下回れば、割合を引き下げると考えて良いのか」との発言がありました。都はあくまで現状における都の考えを述べたものであり、仮定の話にお答えできるものではありません。

次に、算定の透明性・公平性の向上について、区側から論点メモの説明がありましたので、都側の見解を申し上げます。

まず、第1回幹事会で、区側から「昨年度協議では、財調で捕捉すべき需要について、普遍性がないという理由で、標準区経費としての積み上げ対象外となっているにもかかわらず、特別交付金の算定除外となる事業が確認されました。」「この問題は、算定ルールにおける『B-エ』で算定されるべき事業が個別具体的にないことにより、都区の認識に齟齬が生じていることが要因と考えます。」との発言がありました。

本件は、令和5年度財調協議で申し上げたとおり、当該事業における標準区経費の考え方として、全ての国庫負担・補助メニューを標準算定の対象としつつ、そのうち、半数以上の区で実施が確認できたものを標準区経費として積み上げる形をとっています。

このため、基準財政需要額等の算定内容をまとめた「都区財政調整」、いわゆる「算定本」に掲載されていないメニューについても、標準算定の対象として、普通交付金で捕捉されていることから、特別交付金の算定対象外と取り扱っているところです。

あくまで標準区経費の設定方法に関する都区双方の認識の違いであり、算定ルールにおける『B-エ』で算定されるべき事業が個別具体的にないことにより、都区の認識に齟齬が生じていることが要因ではないと考えています。

次に、「少なくとも算定されるべき項目を都区で確認することを目的とするものです。」との発言がありました。特別交付金の算定に当たっては、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」と、地方自治法施行令に規定され、毎年度、申請されたすべての案件について、この規定及び都区で合意した算定ルールに基づき判断しています。

また、「地方交付税の特別交付税においては、『特別交付税に関する省令』により算定メニューが示されています。」との発言がありました。特別交付金においても、都区で議論を積み重ね合意した算定ルールがあり、透明性・公平性の観点からも、問題はないと考えております。

以上のことから、今回の区側提案には、合意するものではありません。

次に、「特別区全体の財調事務に関する情報等について、共有の徹底を図っており、算定除外経費についても、区側で実施している財政事務担当者会等を通し、同様に情報共有、情報の周知を行ってまいりました。」との発言がありました。

情報共有、情報の周知を行ってもなお、区側提案により普通交付金の算定対象とした事項

の申請も多く、また、約半数の区から算定除外経費の申請がありますが、今後の具体的な改善策について伺います。

私からは以上です。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

第1回幹事会及び第2回幹事会において、都側から示された見解を踏まえ、改めて都市計画税及び都市計画交付金に関する過去の経緯やこれまでの都区間の協議状況等について整理したいと思います。

はじめに、制度創設の経緯を踏まえて伺います。

昭和56年8月16日の区長会総会において、都行政部長が、本来区の財源である都市計画税を配分すべきという従来からの区側の希望があったが、都市計画税を財源として分けることが現在では技術的に様々な問題があるため、都市計画交付金という補助金の形をとり、過渡期においても、一步前進する形をとったという主旨の発言をしていることから、都市計画交付金は、昭和56年に都市計画事業の一部が区に移管されたことに伴い、都市計画税の都区間の配分手法がなかったことから、都市計画税を配分する性格を有して創設されたものであると認識しております。

都側は、「都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的とした奨励的補助金である。」との見解を示しており、区側はこのような整理を都側と行った認識はありませんが、いつから奨励的補助金であるとされたのかお答えください。

次に、都市計画交付金のあり方について伺います。

都市計画交付金のあり方については、これまで都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう検討する課題として、都区間で協議を行ってきました。

平成6年9月13日に法令改正を国に要請するために都区でまとめた、「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」においては、「都市計画交付金は、特別区の区域における都市計画事業を都と特別区が分担しているために、都が 賦課・徴収している都市計画税を原資として都の交付する交付金で、特別区が行う公園や道路などの都市計画事業に充当されている。都市計画事業は、各年度に施行される事業量にかなり変動がみられることから、今後、都区双方の都市計画事業の推移を見ながら、都区財政調整協議会において、交付金のあり方について協議する。」と整理されております。

また、平成11年1月28日の都区協議会において、都総務局行政部長は、「平成12年度以降の都市計画交付金のあり方につきましては、都区制度改革に向けて、現在、都区で協議を行っているところであるが、都と特別区の都市計画事業の実施状況等を勘案し、誠意をもって都区間で協議を重ねてまいる所存である。」と発言しております。

さらに、平成12年2月10日の都区協議会において、今後協議すべき主要5課題の1つに、「都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。」ということが了承され、都知事は、「今後、区側と協議すべき重要な課題として、しっかりと確認をする。」と発言していることから、都区双方が協議していくことが整理されたことは明らかであります。

都側の「都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金であるため、都の予算によって対応していくもの。」という主張は、こうした過去の都区の整理や検討を無視していると言わざるを得ませんが、都側は、これまで都区で都市計画交付金のあり方を検討してきた事実を認識した上で、このような主張

をされているのかお答えください。

最後に、主要5課題のうち、都市計画交付金については、都区で協議が行われましたが、対象事業の追加に留まり、実質的な改善が図られませんでした。

都市計画交付金の都市計画事業の実施状況に見合った配分については、平成18年1月16日の区長会総会において、都総務局長が、都市計画交付金の問題については、対象事業の追加を行うが、財源のあり方という点では、今後の都区のあり方の検討における課題にも包含されるものであるという主旨の発言をしていることから、引き続き都区で協議すべき課題であるということが都区共通の認識であったはずですが、都側との認識の違いはいつから生じているのか、都側の考えをお答えください。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から「都市計画交付金」に関する発言がありました。

まず、区側から、都市計画交付金が奨励的補助金であることについて、都側と整理を行った認識はなく、都側はいつから奨励的補助金であるとされたのか、との発言がありました。

都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金であるため、都の予算によって対応していくものと考えております。

次に、区側から、都側はこれまで都区で都市計画交付金のあり方を検討してきた事実を認識した上で、主張しているのか、との発言がありました。

また、区側から、都市計画事業の実施状況に見合った配分については、引き続き都区で協議すべき課題であることに関して、認識の違いはいつから生じているのか、との発言がありました。

平成12年2月の都区協議会における5項目の確認事項について、平成17年8月から10月にかけて財調協議会で集中的に議論を行いました。

その結果、都市計画交付金のあり方については、「都市計画交付金と都区財政調整での算定を通じて、特別区の都市計画事業が円滑に行われるよう、今後とも都市計画交付金と都区財政調整で算定する枠組みの中で改善を図ることについて認識が一致した」ことを都区で確認し、平成18年2月の都区協議会において、市街地再開発事業に伴う再開発組合等への助成を都市計画交付金の交付対象事業に追加することを都区で合意しました。

同協議会において、特別区長会会長からは、清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回の200億円の措置で清算するものと理解し、5課題としての位置づけは終了する旨の発言もありました。

都としては、平成18年2月の都区合意以降も、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、現行制度の枠組みの中で対象事業の見直しや予算の増額等を行ってきております。

今後も財調協議の場ではなく、各区から直接、現状や課題等をお伺いするなど、引き続き適切に調整を図りながら対応していきたいと考えております。

区側の発言に対する都側からの回答は以上となりますが、区側から、平成18年1月16日開催の区長会総会に関する発言がありました。

この区長会総会で、区側は都側提案を受け入れず、認識の一致が図られませんでした。

それにも関わらず、都側発言を引用し、「都区共通の認識」と主張する意図を伺います。

私からは以上です。

■ 子ども医療費助成事業費

【区】

私からは、子ども医療費助成事業費について発言いたします。

第2回幹事会において、市町村の状況と比較しても逸脱した内容ではない特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」とであると区側が考えることについて、都側の見解を伺いました。

これに対して、都側から、「地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し、導入されている都補助制度に沿った算定が、『合理的かつ妥当な水準』であると考えます」と発言がありました。

そもそも、財調制度は都と特別区の間のみ適用される制度であることから、特別区の実態に適合した算定とすべきです。この点が、全国の市町村を対象としている地方交付税制度と異なります。

本事業における「合理的かつ妥当な水準」を決めるに当たって、全区で同水準のサービスを実施しているにもかかわらず、地方交付税制度における算定有無が必要となる理由を伺います。私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から子ども医療費助成事業費について、「地方交付税制度における算定有無が必要となる理由」の確認がありました。

まず、子ども医療費助成事業は、地方交付税制度では算定対象とされていない事業です。

そのため、本事業の「合理的かつ妥当な水準」については、地方交付税制度における算定有無により判断を行っているものではありません。

私からは以上です。

■ 高校生等医療費助成事業費

【都】

私からは、高校生等医療費助成事業費について、発言いたします。

第2回幹事会において、区側から、都の補助基準を選択した理由について、確認がありましたので申し上げます。

特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握しています。しかし、「あるべき需要」を判断する上では、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要です。

そのため、当該事業について言えば、地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」と考えております。

私からは以上です。

【区】

ただいま、都側から、高校生等医療費助成事業費について発言がありました。

まず、都側から本事業における「合理的かつ妥当な水準」について、「地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が、『合理的かつ妥当な水準』であると考えます」と発言がありました。

繰り返しになりますが、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準によるべきと改めて申し上げます。

本事業における財調制度上の問題点は、都が主張する「合理的かつ妥当な水準」が、特別区域におけるサービス水準となっていないことと考えております。

都は、特別区の実態を把握しているにも関わらず、財調制度上、特別区域のサービス水準とすることに問題があるという認識なのか、そうでないのか、いずれかでお答え願います。

仮に問題があるという認識であれば、その具体的な理由を明確にお答え願います。

私からは以上です。

■ 保育所等の利用者負担の見直し

【都】

私からは、保育所等の利用者負担の見直しについて発言いたします。

第2回幹事会において、区側から「都側の回答は、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準などを述べたものとなっており、具体的な理由は示されませんでした」と発言があり、その上で、「特別区の実態ではなく、国基準を選択した」理由の確認がありました。

都としては、「保育所等の利用者負担額については、法令により、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税に係る標準団体行政経費が、国基準の利用者負担額を前提に積算されていること」を、国基準を妥当とする具体的な理由として申し上げます。

私からは以上です。

【区】

ただいま、都側から、保育所等の利用者負担の見直しについて発言がありました。

まず、都側から「本事業における『合理的かつ妥当な水準』について、特別区の実態ではなく、国基準を妥当とする判断の根拠について」、法令における、施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における国基準の利用者負担額を踏まえ、国基準が合理的かつ妥当な水準であるといった発言が繰り返されました。

繰り返しになりますが、単に国の基準であることだけでは、都と特別区のみ適用される制度である財調の水準を国の基準とすることの理由にはなっていないことを、改めて申し上げます。

財調制度は、地方交付税制度と類似した制度ではあるものの、全国の市町村を対象とした地方交付税制度と異なり、都と特別区の間のみ適用される制度であることから、特別区の実態に適合した算定とすべきです。この点が、全国の市町村を対象としている地方交付税制度と異なります。

また、市町村民税法人分や固定資産税等については、地方交付税上、基準税率が適用され、25%分は基準財政需要額に反映されておりません。しかし、財調制度においては、都区間で財源配分を行う原資となるため、基準税率を適用する余地がないことから、これらの税の、一定割合に係る分の全額について、基準財政需要額を捕捉する必要があります。

よって、地方交付税以上に、財調制度における基準財政需要額の捕捉範囲が広いこととなります。このことは、既に財調制度の基準財政需要額において、地方交付税で算定していない事業についても、算定していることから明らかです。

都側は、特別区において実態のない、地方交付税に係る標準団体行政経費における国基準の利用者負担額を一方的に押し付けています。

繰り返しになりますが、調整税等の一定割合が特別区の固有財源です。以上を踏まえれば、

「合理的かつ妥当な水準」を区の実態にすべきです。

本事業における「合理的かつ妥当な水準」について、地方交付税制度ではなく区の実態とした場合、支障が生じるのか伺います。

私からは以上です。

■ 清掃費の見直し

【区】

私からは、清掃費の見直しについて発言いたします。

第2回幹事会において、都側から質問がございました6点について、お答えいたします。

まず1点目は、「収集運搬モデルの改定」についてです。

都側より、モデルの精査が必要であると考えたとの発言がありました。区案は、これまでのモデル設定方法を引き継ぎつつ、軽小型車の追加を行ったものであります。あくまでモデルは各車種の数値を按分して構築しているものですが、精査が必要か検証して、次回、区側の見解を述べさせていただきます。

2点目は、「影響額」についてです。

収集運搬モデルの改定と合わせて検証し、次回、区側の見解を述べさせていただきます。

3点目は、「処理処分費の財調算定額」についてです。

都側から提出された論点メモによると、処理処分費が清掃一組分担金実績額に対し、過大算定とのことですが、今回区側から提案している処理処分費は経常的経費の標準区経費の見直しによるものであり、清掃一組分担金実績額と比較しての見直しではございません。

ご質問があった過大算定の原因ですが、財調上の経常的経費は、過去の決算額を基に算定しています。投資的経費は、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画の改定を踏まえ、清掃一組が作成した施設整備計画及び財源計画により見込んだ50年間の経費を基に50年で除した単年度平均額を毎年度算定しています。投資的経費は、計画をもとにしていることから、処理処分費と清掃一組分担金実績額は一致するものではないと考えます。

4点目は、「リサイクルに係る経費についての態容補正」についてです。

都側より、財調制度は決算保障の制度ではなく、合理的かつ妥当な水準であることが必要であるため、単に発生した経費の実額をそのまま算定する区案は妥当ではないと考えたとの発言がありました。

各区のプラスチックリサイクルの進捗状況に応じた、より公平な算定のために、実績額での補正は妥当であると考えます。本事業はプラスチック資源循環促進法を契機に、製品プラスチックのリサイクルが各区で推進され、同時に容器包装プラスチックも金額が増加しており、補正は必要です。

5点目は、「廃棄物処理手数料」についてです。

廃棄物処理手数料の現行の設定は、23区統一の考え方に基づく普遍的なものであり、過去の協議でも発言しているように、各区の実態や普遍性、合理性等を総合的に勘案した上で、財調上のあるべき需要として設定すべきものであると考えます。

続いて、都側提案についてお答えします。

都側より、不燃ごみ中継施設経費について、「将来明らかに発生する経費」と主張する具体的な根拠についての質問がありました。

中継施設は、清掃事業を担う23区全体として収集運搬作業を円滑に、かつ効率的に推進していく上で、不可欠の施設であり、その施設に係る本補正は、不燃ごみの中継作業経費として、現在算定されています。

施設が存在する限り、将来的に中継施設における移転及び改築等には経費が発生する可能

性があります。また、本補正は、特定の所在区の負担とならないよう、財調上、適切に算定したものであることから、当面の改築等の見通しの有無のみによって、存廃を判断すべきではありません。

また、平成31年度財調協議の都側提案の「沿道環境整備事業の廃止」を例に、事業は継続しているものの実績がないという点が同じであるとの発言がありました。

不燃ごみ中継施設経費の算定については、平成12年都区制度改革後の課題解決に向けた平成18年度財調協議において、主要5課題における清掃関連経費として、都区間で必要な経費として合意した項目の一つです。

不燃ごみ中継施設経費は、ただいまご説明しました主要5課題の中での合意によって算定されており、「沿道環境整備事業の廃止」とは比較すべきではない事業の経費であると考えます。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から清掃費の見直しについて発言がありました。

まず、「処理処分費の財調算定額」についてです。

区側から、「処理処分費と清掃一組分担金実績額は一致するものではないと考えます。」との発言がありましたが、第2回幹事会で申し上げたとおり、財調で算定されている処理処分費は、経常的経費、投資的経費ともに、清掃一組への分担金という形で支出されています。

前回の幹事会でお示した論点メモのとおり、処理処分費の財調算定額が清掃一組分担金実績額を上回っており、平成27年度から令和6年度までの10年間の累計で約1,141億円、令和6年度に関しては、今回の経常的経費の見直しを行ってもなお、約86億円の過大算定となる見込みであり、検証する必要があると考えます。

なお、区側発言のとおり、経常的経費は、過去の決算額をもとに経費設定していることから、大きな乖離は発生していないものと考えます。

一方で、投資的経費は、見直し時における今後50年間の施設整備計画及び財源計画をもとに経費設定しており、直近では令和4年度財調協議で見直しを行っております。

令和4年度財調協議でも指摘しましたが、50年間の施設整備計画及び財源計画について、人口推計を考慮した将来の需要見込み、焼却能力の安定的な確保のための施設整備の平準化に課題があると考えます。

したがって、次回の投資的経費の見直し時には、都の示した課題も踏まえて検討し、今後50年間の需要見込み等の更なる精査を図るべきと考えますが、区側の見解を伺います。

次に、「リサイクルに係る経費についての態容補正」についてです。

都としても、区側発言のとおり、プラスチック資源循環促進法を契機に、製品プラスチックのリサイクルが各区で推進され、同時に容器包装プラスチックの金額も増加していることは認識しています。

一方で、区案は、これまで標準区経費として設定されていた容器包装プラスチックに係る経費を、製品プラスチックに係る経費とあわせて、態容補正で実額による算定とするものです。

元々、標準区経費として設定されていた容器包装プラスチックに係る経費を補正化するのであれば、容器包装プラスチック以外の資源回収に係る経費も、標準区経費としての設定が妥当であるのか検証が必要であると考えます。

区側提案どおり、プラスチックのリサイクルに係る経費を補正化しても、それ以外の資源回収に係る経費については、区間配分に課題が残ります。

プラスチックのリサイクルに係る経費を補正化するのであれば、資源回収事業費全体の算定

方法について、態容補正での実額による算定ありきではなく、密度補正など、他の補正も含め、幅広く検証することが不可欠であると考えます。

次に、「廃棄物処理手数料」についてです。

区側は、「現行の設定は、23区統一の考え方に基づく普遍的なものであり、各区の実態や普遍性、合理性等を総合的に勘案した上で、財調上のあるべき需要として設定すべき」と、過去の財調協議での発言を繰り返しています。

既に協議も終盤に差し掛かっている中、このまま議論が膠着することは望ましくありません。

そこで、廃棄物処理手数料について、近隣自治体の状況がどのようになっているのか伺います。

その他、区案は一部の経費について、標準的な需要として、妥当とは言えない経費が含まれているため、当該経費を除外するなどの精査が必要であると考えます。

続いて、都側提案の2項目についてです。

第2回幹事会で申し上げたとおり、都は不燃ごみ中継施設保有区に実態を確認した上で、実績が見込めないため、廃止を提案しています。

区が主張する「将来的に中継施設における移転及び改築等には経費が発生する可能性があります。」とは、具体的に、いつを想定しての発言なのか伺います。

次に、区側から「平成12年都区制度改革後の課題解決に向けた平成18年度財調協議において、主要5課題における清掃関連経費として、都区間で必要な経費として合意した項目の一つです。」との発言がありました。

平成18年度財調協議から、既に15年以上経過しており、この間、平成20年度に廃プラスチックのサーマルリサイクルが全区で実施されるなど、不燃ごみを取り巻く状況は変化しています。

主要5課題の中での合意によって算定されており、他の事業とは比較すべきではないとのことですが、特別区を取り巻く状況を踏まえ、適宜見直すことは、全ての事業において、行うべきものと考えます。

なお、態容補正について、令和元年度は66種類でしたが、令和5年度には72種類まで増加しており、令和6年度財調協議においても、新たに2種類の態容補正を設定する区側提案があります。

態容補正を新規提案すること自体を否定するものではありませんが、年々態容補正が増えていく現状について、区側は算定の簡素合理化をどのように考えているのか見解を伺います。

私からは以上です。

■ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

【区】

私からは、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、発言いたします。

都側から「財調上のあるべき需要を判断するためには、普遍性だけでなく、合理的かつ妥当な水準であることが必要」とであると発言がありました。

22区で実施していることから、普遍性が認められるため、本事業における合理的かつ妥当な水準について整理したいと考えます。

幼児教育・保育の無償化が行われた令和元年10月に、国は30万8,400円を無償化の基準としており、都は当時の都内幼稚園の平均保育料が33万円であることから、生活保護世帯等を除き、保護者の負担が生じないように、差額の2万1,600円を補助しております。

その後、都内幼稚園の平均保育料は年々上昇しており、令和5年度都内私立幼稚園入園児（4歳児）納付金調査によると、都内平均保育料は37万7,077円と都基準を超えており、国及び都補助額を差し引いても、年額で約4万7千円の保護者負担が生じております。

このように、令和元年度の水準を据え置いている都事業と現在の都内平均保育料には年々乖離が生じており、本事業は保護者負担の軽減という都と同じ目的で行っております。

本提案は、各区の保護者負担軽減額をもとに年額4万8千円を標準区経費として提案するものであり、これは先ほど申し上げた保護者負担額と比較しても、乖離したものではありません。

したがって、特別区において22区で実施していることから普遍性が認められる事業であり、特別区の実態は、都内平均保育料の水準と比較しても乖離したのではなく、合理的かつ妥当な水準と言えるため、財調上のあるべき需要であると考えておりますが、都側の見解を伺います。

それでもなお、特別区の実態ではなく、都基準が合理的かつ妥当な水準であるとするならば、その根拠について伺います。

私からは以上です。

【都】

本事業に関しましては、前回も申し上げたとおり、都基準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えております。

また、区側からその根拠を問う発言がありましたが、都事業は「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であるところまでも繰り返しお答えしております。

そのため、「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施している本事業は、財調上の「あるべき需要」ではないと考えております。

私からは以上です。